金融庁における対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する細則

平成 15 年 3 月 27 日に対日投資会議で了承された対日投資会議専門部会報告において、「各種の投資手続き等・・・の情報を一元的に得られる窓口を JETRO に整備する。さらにこれを補完するため、関係各府省がそれぞれ総合案内窓口を設けて手続担当課の紹介等を行う」こととされたことを踏まえ、「対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に関する基本的考え方」(平成 15 年 5 月 23 日対日投資会議議長決定)が定められ、「平成 15 年度から、対日直接投資に関する行政手続を明確、簡素、迅速にするとともに、投資に関する情報を円滑に提供することによって、投資の促進を図り、もって我が国経済の発展に資するため、対日直接投資総合案内窓口を設置する」こととされた。

金融庁は、この決定を踏まえ、日本貿易振興会(以下「JETRO」という。)における一元 的窓口を補完するため、対日直接投資総合案内窓口(以下「窓口」という。)を設置し、 平成 15 年 5 月 27 日より業務を開始することとし、下記のとおり細則を定める。

記

1.窓口の業務

窓口は、金融庁の所管事務に係る次の業務を行うものとする。なお、窓口は照会等事案の処理状況について、別様式第1により、その処理を記録する文書(電磁的記録を含む。以下「処理記録」という。)を作成し、保管するものとする。なお、これらの業務について直接担当課が行うことを妨げるものではない。また、担当課は窓口の業務が迅速かつ適切に行われるよう連携・協力するものとする。

- (1) 直接投資に関する相談の受付。
- (2) 直接投資に関する情報の提供。
- (3) 直接投資に関する許認可等の申請について、当該許認可等を所掌する課室等(以下「担当課」という。)への事案の送付。適切な場合には、担当課での申請手続きへの立会い。
- (4) 直接投資に関する法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)による照会の処理に関し、照会者が苦情を申し入れた場合における苦情の聴取及び担当課への事案の送付。

なお、当庁所掌外の事項について照会があった場合は、JETRO における一元的窓口または当該所管各府省の窓口を教示するものとする。

また、直接投資に係る一般的な情報又は弁護士、行政書士など専門家による助言等が適当とされる事案等 JETRO における一元的窓口による対応が適切と認められる照会があった

場合は、当該窓口を教示するものとする。

2. 照会対象範囲

窓口は直接投資を検討する者又は法人(以下「事業者等」という。)の事業活動にかか わるもののうち、当庁が所管する次のいずれかに該当するものを取り扱う。

- (1) 直接投資に関する情報の提供依頼。
- (2) 直接投資に関する許認可等の担当課の教示依頼。
- (3) 直接投資に関する法令適用事前確認手続による照会の処理についての照会者等の 苦情。
- (4) その他直接投資に関する照会の依頼。

3. 照会者等

本細則に基づく照会を行うことができる者は、将来自らが行おうとする行為に係る個別 具体的な事実を示した、事業者等、外国政府機関、在日海外商工会議所、国内商工会議所 並びに日本貿易振興会等経済・貿易関係団体及びその代理人(以下「照会者等」という。) とする。

4.秘密保持

照会者等の情報の取り扱いについては慎重に行うこととする。また、照会者等の照会内容及び回答内容は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に従って取り扱われることを照会者等に告げることとする。

5. 照会方法

照会は、電話、ファックスまたは電子メール等により行うものとする。

6. 取下げ

次条の規定に基づき回答を行うまでの間に照会者等から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答は行わないものとする。

7.回答の方法

照会に対する回答期間は、原則として、照会を窓口において受け付けた日から 10 日以内 (土日祝祭日を除く)とする。ただし、次に掲げる場合は、合理的な範囲で回答期間を延 長することができる。

- (1) 慎重な判断を要する場合。
- (2) 担当課の事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合。
- (3) 許認可等の申請であり、別途標準処理期間等の定めがある場合。
- (4) 照会内容に明らかでない点がある場合
- (5) 照会に係る事案が複数の省庁において共管のものであり、回答に時間を要する場合。

(6) その他合理的な理由がある場合

回答期間を延長する場合は、その理由及び可能な場合は回答時期の見通しについて、また、標準処理期間による場合は標準処理期間について、回答期間内に照会者等に通知する ものとする。

処理に1ヶ月以上を要する場合には、少なくとも1ヶ月ごとに処理の進ちょく状況を照会者等に対して説明するものとする。

照会に係る事案が複数の省庁において共管のものである場合は、予め照会者等にその旨 を通知するとともに所管の範囲内で回答するものとする。

8.回答を行わない場合

照会が次に掲げる要件に該当する場合は、回答を行わないことができる。その際は、照 会者等に対し回答を行わない旨通知するものとする。

- (1) 照会内容に該当する事実、情報が存在しない場合。または、当該情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)における不開示情報にあたる場合。
- (2) 照会の基礎となる事実関係に関する情報が、回答の判断を行う上で不明確である 又は不足している場合。
- (3) 民間における自主ルール、取り決めに関する場合。
- (4) 類似の事案が争訟(訴訟、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て)の対象となっている場合。
- (5) その他、合理的な理由がある場合。

附則

この細則は、平成15年6月2日から施行する。